

湯沢町屋根雪下ろし安全対策支援事業の流れ

申請受付期間: 令和8年4月1日から令和8年10月末日(ただし、予算の枠を超えた場合はその時点。)



裏面へつづく

準備

【対象者及び対象住宅に該当するか確認して下さい。】

<対象者>

- ① 湯沢町に居住又は居住が確定している方
- ② 湯沢町の税及び上下水道料金等に滞納がない方
- ③ 補助対象の工事を補助金交付決定後に着工し、その年度の2月末日までに補助金実績報告書を提出することができる方

<対象住宅及び工事>

- ① 町内に居住する個人所有の住宅で、克雪住宅でない住宅及びその付属建物
- ② 対象工事
 - ・命綱固定アンカー設置工事
 - ・転落防止柵設置工事
 - ・上記工事と併せて行う固定梯子設置工事

申込み

【提出していただくもの】

- ① 補助金交付申請書
- ② 住民票
- ③ 最新の町税納税証明書
- ④ 住宅の登記簿謄本(家屋資産証明書でも可)
- ⑤ 対象工事の見積書の写し及び図面等

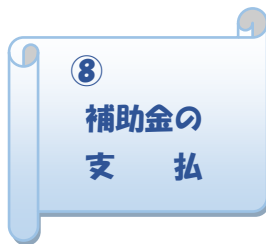
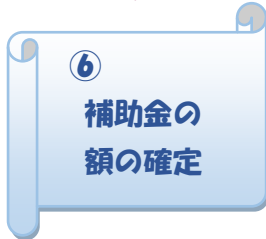
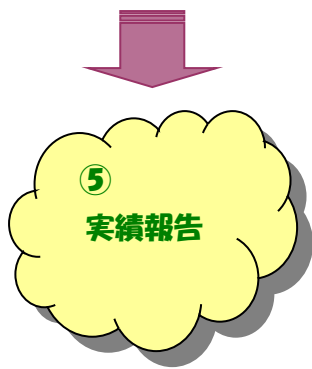
安全対策工事の開始

交付申請審査の後、補助金交付決定通知書により申請者にお知らせします。

※ 工事は交付決定通知を受理するまで着手しないで下さい。

事業実施中に変更が生じた場合

- ① 事業を中止する場合には中止届を提出してください。
- ② 内容を変更する場合には、変更の工事を行う前に変更交付申請書を提出してください。
なお、補助金変更交付決定が届く前に内容を変更した工事を行った時には、変更交付決定を取り消しますので、ご注意ください。



事業が完了したら

【提出していただくもの】

- ① 補助金実績報告書
- ② 当該工事に係る契約書及び領収書の写し
(費用は、一旦全額をお支払ください。)
- ③ 工事前及び工事後の状況が確認できる写真

【提出期間】

工事代金支払完了後1か月以内の提出期限日まで。

補助金確定通知書により補助金の確定額を申請者にお知らせします。

補助金確定通知書を受け取った後、速やかに補助金請求書を町に提出してください。

補助金請求書を確認し、補助金を申請者の指定口座に振込みます。
(振込口座は申請者名義としてください。)

湯沢町役場

地域整備部 建設課

TEL 025-784-4852